

鹿児島県公文書管理条例施行規則（案）の修正内容

1 公文書管理委員会からの答申に付された意見

規則（案）第14条「電磁的記録の利用の方法」の規定については、情報公開条例施行規則の規定を参考にしているが、その運用において、例示している録音テープやフレキシブルディスクカートリッジ等による利用は少ない状況にある。

同条ただし書において、「各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行う」と規定されており、例示以外の利用方法も認められているが、実際の運用に合わせ、将来を見据えた表現となるよう、規定の内容を検討すること。

2 修正（案）

規則（案）の修正（案）	第1回委員会で提示した規則（案）
<p>（電磁的記録の利用の方法）</p> <p>第14条 条例第19条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取</p> <p>(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付</p> <p>(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付</p> <p>2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとするよう努めなければならない。</p>	<p>（電磁的記録の利用の方法）</p> <p>第14条 条例第19条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）若しくはビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又はフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表において同じ。）に複写したものの交付</p>